

メールマガジン SAMPLE

2017年3月13日配信

メールマガジン No.415

◆◆◆ 2017.3.13-1 ◆◆◆

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
メールマガジン No. 415

◆◆◆

本日はメルマガを2号分配信いたします。

今月は都道府県・指定都市・中核市の担当者を対象に、厚生労働省各局の担当課長・室長が次年度事業や法改正等の説明を行う全国担当者会議が続いています。本号では、老健局が主催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の情報を抜粋してお伝えし、追って配信するNo.416号では、関係各局の情報をお伝えいたします。

……………【 お知らせメニュー 】……………

1. 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議より
 - 一 介護支援専門員の資質向上について
 - 一 居宅介護支援事業所の指定権限等の移譲、
介護支援専門員に対する指導権限の移譲について
 - 一 実地指導における事務負担の軽減について
 - 一 第7期介護保険計画の策定に関する都道府県による市町村支援
- ……………

◆……………◆

【1】全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議より
(H29.3.10)

◆……………◆

◆介護支援専門員の資質向上等について◆

(1) 介護支援専門員の法定研修について

□研修の質の標準化を図るため、研修企画担当者や指導者向けに策定されたガイドラインを十分活用しながら、着実に研修を実施するよう要請しました。

□社会保障審議会介護保険部会において、医療との連携や、単身・重度の要介護者等に対応し得る定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及が十分に進んでいないという指摘がありました。これを踏まえ新カリキュラムに追加された「入退院時等における医療との連携に関する事例」や「状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例」を活用して、特に定期巡回型等を活用した事例を使用した講義・演習を通じて、様々な課題に対応で

きるような研修の実施を求めました。

(2) 介護支援専門員の法定研修に関する予算について

□介護支援専門員の資質の向上を図る法定研修の取組みについては、地域医療介護総合確保基金が活用できます。法定研修の受講者負担は依然として都道府県格差が大きく、例えば主任更新研修の費用は最大で37,100円の差がみられます。都道府県に対しては、基金の積極的活用による受講者負担への配慮を求めました。

(3) 介護支援専門員実務研修受講試験について

□来年度の実務研修受講試験は10月8日(日)の予定です。受験要件の改正は平成27年2月12日に施行されましたが、3年間の経過措置期間が設けられているため、次回予定されている試験日には、旧要件該当者も受験が可能です。

(4) 適切なケアマネジメント手法の取組みについて

□国において適切なケアマネジメント手法の取組みが進められています。今年度は、地域連携パスが定着している脳血管疾患と大腿骨頸部骨折について、アセスメントやモニタリングを行う際に把握しなければならないことが検討されています。

(5) ケアプラン点検について

□介護給付適正化のケアプラン点検は、60.8%の自治体で実施されています。未実施の自治体の取組みが進められるように、今年度は国の事業として「ケアマネジメント適正化推進事業」が8つの市町村で実施されています。モデル市町村の協力を得ながら「実践事例集」を作成して、今後周知される予定です。

(6) 高齢者向けの住まいにおけるケアマネジメントについて

□サービス付き高齢者向け住宅や優良老人ホーム等の入居者について、特定の事業者によるサービス誘導を目的とした「囲い込み」が指摘されています。そのため、特に高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプラン点検の実施や、管理者は介護支援専門員に対して特定の事業者のサービスを位置付ける等の指示を行ってはいけない規定等を踏まえ、居宅介護支援事業所に対する適切な指導をしよう求めました。

◆居宅介護支援事業所の指定権限等の移譲、
介護支援専門員に対する指導権限の移譲について◆

□平成26年の介護保険法改正において、居宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から市町村に移譲することが決まっています。施行は平成30年4月からです。

□これにより、居宅介護支援の運営基準も市町村が条例を定めることとなりますが、施行後1年間(平成31年3月末まで)は、経過措置期間としてそれまで都道府県が定めていた基準を用いても良いことになっています。ただし、1年後には各市

町村が条例を定めることとなりますので、準備を進めるよう喚起しました。

□また、介護支援専門員に対する指導権限も成 30 年度から業務地の「指定都市」に移譲することが、昨年 12 月に閣議決定されています。これは、事業所の指定権限と一体的に行使できるよう一部の自治体から提案があったことを受けて、政令改正を行うものです。

□円滑な移譲が行われるよう、都道府県においては居宅介護支援事業所を対象とした実地指導への市町村職員の同行や、実地指導に関する市町村職員向け研修の実施、説明会の開催などにより、市町村職員の指導監督業務の質の向上に向けた取り組みも精力的に行うよう徹底しました。

◆実地指導における事務負担の軽減について◆

□国は業務の ICT 化を推進しています。実地指導においても事業者の事務負担軽減の観点から、事前資料の提出を求める場合であっても既存資料の活用や、必要最低限のものとなっているかの検証を行うなど見直しを要請しています。

□ICT を活用している事業者には、例えば紙媒体での提出は求めずに、電子媒体によって必要書類を確認するなど、事業者に配慮した方法を検討するよう注意を促しました。

◆第 7 期介護保険計画の策定に関する都道府県による市町村支援◆

□今年度、介護保険計画課において、都道府県による市町村支援のための「介護保険事業計画策定に向けたアドバイザー派遣事業」が実施されています。市町村に対して専門知識を有するアドバイザーを派遣し、給付費分析を含めた適切な計画作成等に関するアドバイスを行うモデル事業です。アドバイザー派遣は共通事項ですが、支援内容は自由です。

□補助率 10/10 事業で、今年度はモデル 5 道府県で実施されています。職能団体等と協働したケアプランチェック支援も行われています。現在国会で審議されている来年度の予算案が成立すれば、平成 29 年度は全都道府県で実施することになります。

.....

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000154636.html>

.....

※メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用頁に掲載して

います。

※メールアドレスの変更等、会員登録情報の変更に関しては下記ページにて承っております（会員専用頁＞会員情報変更）。

https://www2.jcma.or.jp/jcma_member/member/login.aspx

※システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。

できましたら、個人アドレスへの変更をお願いできれば幸いに存じます。

※本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※メールが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

〒101-00052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL. 03-3518-0777 FAX. 03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<http://www.jcma.or.jp/corp/privacy/index.html>
